

平成24年度主要な政策に係る評価書

(総務省23-④)

政策名 ^(※1)	政策4:地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等	分野	地方行財政			
政策の概要	地域主権の確立を目指した地方自治制度の見直しや簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備等を進めるとともに、地域主権の担い手を支える地方公務員制度の確立を図るため、定員・給与の適正化や地方公共団体における人材の育成・確保を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方行政体制を整備することにより、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、もって地域主権型社会の確立を目指す。					
政策の予算額・執行額等	区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の 状況(千円)	当初予算(a)	5,816,877	5,701,812	4,578,743	3,558,097
		補正予算(b)	3,245,059	984,450	3,746,630	0
		繰越し等(c)	0	-371,147	/	/
		合計(a+b+c)	9,061,936	6,315,115	/	/
執行額(千円)		8,968,997	5,860,587	/	/	
政策に関する内閣の重要 政策(施政方針演説等のうち 主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	地域主権戦略大綱(閣議決定)	平成22年6月22日	第8 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)			

施策目標	測定指標	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】
地域主権型社会の確立に 向けた地方制度の構築が 進むこと	1 地方自治制度の見直し	地方行財政検討会議における議論等を踏まえ、今後の地方自治法の抜本見直しの方向性を「地方自治法の抜本改正についての考え方(平成22年)」として取りまとめ、公表 【22年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定上限数の撤廃、市町村に対する基本構想の策定の義務付けの廃止などを内容とする地方自治法改正法は平成23年5月2日に公布 ・総理大臣の諮問機関である、第30次地方制度調査会を平成23年8月24日に設置し、議会を始めとする住民自治のあり方、大都市制度のあり方、基礎自治体のあり方について諮問 ・第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、違法確認訴訟の創設などを内容とする地方自治法改正案を平成24年3月9日に国会へ提出 【23年度】 	議会と長の関係、住民自治の充実強化などについて検討を行い、制度化が必要なものについては、地方自治法改正案として取りまとめ、国会に提出 【23年度】
	2 ・地方公共団体における事務の共同処理の活用状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【参考】 事務の共同処理の活用状況(平成22年7月1日現在) ①事務の委託 5,264件 ②一部事務組合1,572件 ③機関等の共同設置 395件 ④協議会 216件 ⑤広域連合 115件 【22年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。 【23年度】	各地方公共団体の主体的な取組を支援するため、取組状況を把握し必要な情報を提供 【23年度】
住民の利便が増進すること及び国及び地方公共団体の行政が合理化されること	3 住民票の写し等の交付に係る住民の利便性の向上	コンビニでの交付サービス導入団体 41団体 【22年度】	導入団体 44団体 【23年度】	コンビニでの交付サービスについて、新たに15団体の導入 【23年度】
地方公共団体が自主的・主体的に地方行革に取り組むこと	4 ・地方公共団体における行政改革の取組状況 ・地方公共団体への情報提供等の状況	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【参考】 ・地方行革の取組状況を公表(平成22年11月9日公表) ・「指定管理者制度の運用について」を発売(平成22年12月28日) 【22年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報提供を実施した。 【参考】 ・地方公共団体における行政改革の取組状況(平成24年3月16日公表) ・地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書(平成24年3月29日公表) 【23年度】	地方公共団体が自主的・主体的に行政改革が行えるよう、取組状況を把握し、必要な情報を提供 【23年度】

地域主権の担い手を支える地方公務員制度が確立すること	5	地方公務員数の推移	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数281万3,875人(対前年比▲41,231人)(平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体の総職員数278万8,989人(対前年比▲24,886人)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>地方公共団体が自主的・主体的に定員管理を行うに当たり、必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	6	ラスパイレス指数の状況	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数98.8(H21ラス:98.5) 【22年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 地方公共団体(全団体)のラスパイレス指数98.9(H22ラス:98.8)(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立つよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	7	給与制度・運用の適正化状況	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は151団体(全団体の8.4%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は18手当に減少(支給額ベースで削減率97.3%)。 (平成22年4月1日時点) 【22年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 適正化の取組例 ・給与の「わたり」(注)の制度がある団体は104団体(全団体の5.8%)に減少。 ・重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当は12手当に減少(支給額ベースで削減率97.6%)。 (平成23年4月1日時点) 【23年度】</p>	<p>各地方公共団体において、住民の理解と納得が得られるよう、給与の適正化が図られるための必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	8	人事委員会勧告における地域民間給与水準の反映等の状況	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【22年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 ほぼ全ての人事委員会において、地域民間給与水準を適正に反映した勧告等を実施。 【23年度】</p>	<p>各人事委員会において地域民間給与水準を適正に反映した勧告等が行われるよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	9	給与情報等公表システムによる公表状況	<p>97.8%(1,757/1,797団体) (平成22年3月31日現在) 【22年度】</p>	<p>地方公共団体に対して、同システムによる情報の開示について周知した。 ※東日本大震災のため、平成23年度の調査(平成23年3月31日現在)は行っていない。 【23年度】</p>	<p>実施率100% 【23年度】</p>
	10	地方公共団体の人事制度改革の状況(任期付採用の実施団体)	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供</p> <p>【参考】 233団体 (平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報提供を実施した。</p> <p>【参考】 275団体(平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められるよう必要な情報を提供</p> <p>【23年度】</p>
	11	人材育成基本方針の策定状況	<p>88.9%(1,597/1,797団体) (平成22年4月1日現在) 【22年度】</p>	<p>策定率91.0%(1,631/1,793団体) (平成23年4月1日現在) 【23年度】</p>	<p>策定率90% 【23年度】</p>

被災市町村における行政機能を支援すること	12	市町村行政機能応急復旧補助金による仮設庁舎の建設及び被災者支援に必要なシステム等の整備状況(整備団体数)	—	被災した6県59市町村に対して本補助金約58億円を交付決定し、被災市町村が行う仮庁舎の建設や改修、本庁舎の修繕、システム・ネットワークの復旧・整備に活用された。 【23年度】	行政機能の迅速な応急復旧に寄与するため、申請のあった被災市町村に対し本補助金を交付 【23年度】
----------------------	----	--	---	--	---

(注) 地方公務員給与の「わたり」とは、給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級への格付を行うことや実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めることにより給与を支給することをいう。

政策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域主権型社会の確立に向けた地方制度の構築については、地方自治制度の見直しについて、第30次地方制度調査会で取りまとめられた意見を踏まえ、地方自治法改正案を国会へ提出したこと等により、目標を達成することができた。 ・コンビニでの交付サービスの導入団体数については、東日本大震災の影響や平成24年7月施行の改正住民基本台帳法に係るシステム改修による影響で導入時期を見合わせた団体があったため、平成23年度に導入したのは3団体であった。しかし、コンビニでの交付サービスの普及・拡大に向けて地方公共団体に周知したところ、23年度中から導入準備した団体も複数あったことから、今後、導入団体数は増加する見込みであり、住民の利便性増進や地方公共団体の行政合理化に一定程度寄与することができた。 ・地方公共団体の自主的・主体的な行政改革の取組について、地方公共団体における行政改革の取組状況、地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書を地方公共団体に情報提供することにより目標を達成することができた。 ・国民・住民の地方公務員制度に対する理解と納得が得られるよう、各地方公共団体に対し、地方公務員の給与、定員等に関する必要な情報提供や技術的助言を行った。この結果、給与の「わたり」の制度がある団体や重複支給の観点から検討を要する特殊勤務手当の数が減少し、また、人材育成基本方針の策定状況についても、目標値を達成するなど、地方公務員制度の確立を図るための取組に寄与することができた。 ・被災市町村における行政機能支援については、行政機能が迅速に応急復旧できるよう、市町村行政機能応急復旧補助金を交付したこと等により、目標を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>地方自治法改正案の国会提出や地方行革の取組等により地方行政体制整備に向けた着実な取組が進められ、また、各地方公共団体に対する情報提供や技術的助言等を行うなど、国民・住民に信頼される地方公務員制度の確立や住民の利便増進に向けた着実な取組が進められていると認められる。このことから、地方行政体制を整備し、より住民意思を反映した行政運営を行う体制を整え、地域主権型社会の確立に向けた取組が着実に進展していると認められる。</p> <p>引き続き地方自治制度の見直しや各地方公共団体に対する必要な情報提供等を行い、地域主権型社会の確立に向けた取組を行う必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第30次地方制度調査会において、地方自治法の見直しについて議論いただき、「地方自治法改正案に関する意見」(平成23年12月)を取りまとめ、また、地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会において議論いただき、報告書を公表するなど、外部有識者の知見を活用している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方公務員の定員・給与の状況等」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/teiin-kyuuyo.html
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局総務室、行政課、住民制度課、外国人住民制度企画室、市町村体制整備課、行政経営支援室、公務員課、給与能率推進室、福利課	作成責任者名	総務室長 吉永 浩	政策評価実施時期	平成24年9月
---------	---	--------	-----------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」(平成24年3月27日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載。